

① 長与皿山窯跡の保存整備について

長与皿山窯跡の整備は本町の重要な政策課題である。そのため発掘調査の実施、整備についての検討などが行われ、いよいよ整備に向けて平成20年度から用地の取得が進められてきたところである。既に10年が過ぎた。土地開発基金の土地残高状況一覧では、取得済が筆数で7筆、面積で2,079㎡現在価格で15,401,912円となっている。

そこで質問する。質問項目にそって、順序良く答弁を求める。

- (1) 用地取得後の整備計画は具体的にどのようなになっているのか。
- (2) 整備計画に必要な筆数と面積および地権者数はどのようなになっているのか。
- (3) 取得未済の用地交渉は、誰がその掌にあたっているのか。
- (4) 平成29年度以降の用地交渉経過の状況はどのようなになっているのか。
- (5) 用地買収解決の見透しはどうか。
- (6) 長与皿山窯跡の整備方針の決定は、前町長の時でありその決定に基づき用地買収にとりかかり、7筆の2,079㎡が取得されている。吉田町長は、この決定に基づき引き続き整備に向けて進めていく考えはあるのか。
- (7) 進める意思がなければ、既を買収している用地はどのようにする考えか。

② 長与ハザードマップと長与ニュータウン背後地の法面について

ハザードマップは、自然災害による被害の軽減や災害対策に使用する目的で被災想定区域や避難場所、経路などの防災関係施設の位置などを表示した図面である。

長与ニュータウンは開発後40数年が経過しているが、背後地の東側法面は昭和50年代に一部クラックが発生し、数億円をかけて整備が行われてきたところである。ところで、町の水道タンクがある東側の法面には、水の浸入を防ぐためコンクリートが吹き付けられ、又かなりの部分に、落石防止の網がはられている。またこれらの法面には、樹木・草など多数が生い茂っている状況にある。このような状況にありながらハザードマップの指定はされていない。

一方西側の法面の内、開発時に切土し、コンクリートを吹き付けられた法面は指定がなく、その他の山林のほとんどが、ハザードマップの土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている。そこで質問する。

- (1) 長与町ハザードマップはどのような事務手続きを経て決定されたのか。
- (2) 長与ニュータウンの背後地の切土法面は、そのほとんどが町有地であるが、水道タンクから西側の山林は土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定されているが、どのような理由から指定されたのか。
- (3) 同じく西側の開発時の切土法面は、この指定から除外されている。その理由は何か。
- (4) 水道タンクを含めた法面およびその東側切土法面部分は、ハザードマップでは警戒区域から除外されている。どのような理由から除外されているのか。
- (5) この東側の法面には、樹木・草などが生い茂り、このことはコンクリートの吹きつけ部分に割れ目が生じているなどが考えられる。かなり大きな樹木もあり、このまま放置するとみるみる間に大きくなり、そこから水の浸入が考えられ危険な状況が起きるのではないかと心配される。以前にも同じような趣旨の質問をしたが、何の手立てもないようである。早急に法面に繁茂している樹木・草を排除し、コンクリートの吹きつけ等を行うべきではないのか。
- (6) 住民の視点からは、開発時の切土法面こそ、安全なのか大変心配されているのが現状である。この長与ニュータウンの東・西の切土法面は安全なのか。安全であればその根拠は何なのか。